

香川県立学校施設長寿命化計画改定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

香川県立学校施設長寿命化計画改定支援業務

2 業務の目的

本委託業務は、香川県立学校施設の整備や維持管理の最適化などを図るための指針となる「香川県立学校施設長寿命化計画」の改定支援を行うことを目的とする。

3 業務の委託期間

令和7年7月1日から令和8年2月27日まで

4 対象施設

香川県内の県立学校38校 268棟（別添「県立学校施設一覧」のとおり）なお、学校によっては、対象施設が変更になる場合がある。

5 業務の内容

「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月文部科学省）」、「12条点検項目」などに基づき次の業務を行うこと。

（1）対象施設の劣化状況調査（現地調査）

「劣化状況調査票（別添様式2）」に基づき、目視または、打診等による調査を基本とし、劣化状況を写真撮影して整理すること。

「劣化状況調査票（別添様式2）」の「部位」のうち、「3 内部仕上」、「4 電気設備」、「5 機械設備」については、特記事項欄に、改修内容及び点検等による指摘事項のほか、劣化状況も合わせて記載すること。また、「外壁」調査は、目視調査のみとする。

劣化が著しいと判断する箇所については、確認した内容を説明する資料（委託者が貸与する資料や受託者が新たに作成する。

建物平面図などを活用したものなど）を任意の様式により作成し整理すること。

調査結果を踏まえ、「劣化状況調査票（別添様式2）」の「部位」ごとの評価及び建物全体としての健全度の評価を行い、「建物情報一覧表（別添様式1）」の該当欄に入力して整理すること。

【貸与する資料】

施設台帳、学校要覧、工事物件引継書、耐震診断報告書、耐震改修工事実施設計書、図面（平面図、立面図等）、各種設備保守点検業務委託に係る点検結果報告書、建築基準法第12条に基づく定期点検調査結果表、その他委託者が保有する資料

高等学校 29校 203棟

特別支援学校 9校 65棟

（2）対象施設の改修計画の提案

上記（1）で得た調査結果を総合的に評価・分析し、「劣化状況調査票（別添様式2）」の「部位」ごとに、その改修時期、改修内容、必要工事費などを整理すること。これらのデータを取りまとめて、対象施設ごとに施設改修の優先順位付けを行い、「改修計画表（別添様式3）」を作成すること。

6 業務の進め方

- ① 受託者は、委託者及び対象施設の管理者の指示に従い、関係法令等に基づいて業務を行うこと。
- ② 受託者は、契約締結後直ちに業務工程表を提出すること。なお、現地調査の実施順序などについて委託者の指示に従うこと。
- ③ 受託者は、委託者との協議や調査報告などを月 1 回程度行うこと。特に令和 8 年 1 月から業務完了までの期間は、委託者から、調査データの集計依頼や特定の対象施設に関する説明など緊急の要請があった場合は、その都度速やかに対応すること。
- ④ 受託者は、業務の内容に疑義が生じたときは、その都度委託者に確認し、その指示を受けること。
- ⑤ 委託者は、業務が完了したときは、業務完了届（任意様式）を提出すること。

7 現地調査実施上の注意事項

- ① 受託者は、調査実施日、当日の調査時間、調査内容、その他必要な事項について、事前に対象施設管理者と協議すること。あわせて、調査員の名簿や使用する車両などの情報を提出すること。なお、学校行事などの関係でやむを得ず日程を変更しなければならないこととなることを想定して調整を行うこと。
- ② 受託者は、調査員の服装、みだしなみ、言動等について、来校者や周辺住民等に不快な印象を与えたり迷惑をかけたりすることのないよう指導すること。
- ③ 受託者は、対象施設の管理者が指定した場所に車両を駐車するとともに、来校者や周辺住民の通行に支障が生じないように配慮すること。
- ④ 受託者は、対象施設の管理者の立ち会いのもとで調査を実施しなければならない。特に、急を要する事態が発生した場合には、対象施設の管理者の指示に従い、迅速に対応すること。
- ⑤ 受託者は、調査の実施により児童生徒や来校者等に危険が及ばないよう万全の措置を講じること。
- ⑥ 受託者は、調査終了後に清掃、後片付けなどを十分に行うこと。

8 成果品

受託者は、業務完了届（任意様式）に合わせて、次の成果品を提出すること。

- ① 業務成果報告書（任意様式）（A 4 判 10 部及び電子データ）
- ② 建物情報一覧表（別添様式 1）（A 4 判 10 部及び電子データ）
- ③ 劣化状況調査票（別添様式 2）（A 4 判 3 部及び電子データ）
- ④ 改修計画表（別添様式 3）（A 4 判 10 部及び電子データ）
- ⑤ 委託者が個別に作成した資料（A 4 判 3 部及び電子データ）

9 著作権の譲渡

成果品に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、成果品の引渡し時に受託者から委託者に無償で譲渡するものとする。

10 その他

- ① 受託者は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ② 受託者は、業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）を遵守しなければならない。
- ③ 受託者は、委託者が貸与する資料について、次の事項に特に注意しなければならない。
- ④ 現地調査を実施したことにより、対象施設が毀損し、又は対象施設内の物品等が損傷したときは、その補修等に要する費用は受託者の負担とする。
 - ア 資料の貸与を受けるときは、その都度、借用書を提出すること。なお、資料によっては、貸与するまでに時間を要する場合があるので、作業を進めるに当たって留意すること。
 - イ 貸与された資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。また、業務が完了したときは、速やかに返却すること。

ウ 貸与された資料を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

エ 貸与された資料により得た情報を業務の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

⑤ 業務の実施に関し生じた損害は、受託者の負担とする。

⑥ 受託者は、次の参考資料を踏まえて業務を実施すること。

ア 香川県県有公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定、令和元年 7 月改訂）

イ 香川県県有建物長寿命化指針（平成 25 年 3 月策定、平成 29 年 2 月改正）

ウ 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成 27 年 4 月文部科学省）

エ 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月文部科学省）